

税制改正に伴い市民意見公募

平成24年度税制改正に伴い、市では、市税条例の改正を進めています。

今回の改正では、地域決定型地方税制特例措置が導入され、下水道除害施設の課税標準の特例割合を3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例により定めることになりましたので、市民意見公募(パブリックコメント)を次のとおり実施します。

詳しくは、市役所、各支所・出張所・公民館・図書館、または市ホームページで閲覧してください。

●意見募集の期間：10月1日(月)～15日(月)。

●意見を提出できる人：市内に在住、在勤または在学の人。

●提出方法：任意様式に住所・氏名・連絡先を明記(市外からの在勤・在学者は、勤務先・在学先の名称・所

在も記入)し、資産税課家屋班まで持参、郵送、FAX、電子メールにより、提出をしてください。

●住所・氏名が記入されていないものは無効とします。 (i.g.jp)。

印西市小規模水道条例案の市民意見公募

市では、印西市小規模水道条例について、市民意見公募(パブリックコメント)により意見を募集します。

●意見募集の期間：10月2日(火)～15日(月)。

●資料の閲覧は10月2日(火)から。

●印西市小規模水道条例案の公表：市役所、各支所・出張所・公民館またはホームページで閲覧ができます。

また、応募に要する諸費用は応募者本人の負担となります。詳しくは左記へ。

●資産税課家屋班(〒270-0139 印西市大森2-364-2) 市内線331-332 FAX 03015-3151 sisanzeika@city.inza.i.g.jp)。

●例案に関する意見公募」と明記し、意見・住所・氏名・連絡先を明記し、左記まで持参または郵送(10月15日(月)当日消印有効)、FAX、電子メールで提出。

●また、応募に要する諸費用は応募者本人の負担。 ※詳しくは左記へ。

●環境保全課環境指導班(〒270-0139 印西市大森2-364-2) 市内線361-363 FAX 07-242-2420 kankyouka@city.inza.i.g.jp)。

みんなで守ろう大切な水資源

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きでトイレや台所などからの排水をきれいな水にして放流するための設備です。この機能を十分に発揮させるために、専門業者による適正な設置工事と保守点検・清掃が必要です。

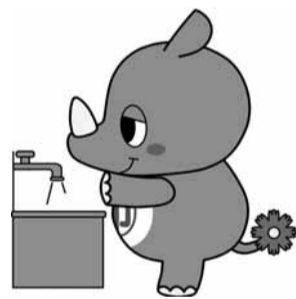
また、浄化槽が適正に施工・管理され、正常に機能しているかどうかについて、指定機関による法定検査を受けることが義務づけられています。

わたしたちの周りの大切な環境を守るため、浄化槽の正しい使用と管理を徹底しましょう。

●千葉県浄化槽協会(043-246-2355)、市環境保全課環境保全班(市内線365)。

10月は水質浄化推進運動月間

●印旛沼・手賀沼は、飲料水、農業用水、工業水の水源として、また、水産漁場や県民の憩いの



場として、わたしたちの貴重な財産となっています。

【家庭でできる浄化対策】

①流しでは、ろ紙袋などを使用し、調理くずを流さない。

②油はできる限り使いきり、流さないようにする。

③食器、鍋などの油は布でふき取ってから洗う。

④米のとぎ汁は、植木にまいたり、無洗米を使ったり、極力流さないようにする。

司法書士、行政書士による無料相談会を開催

10月1日は「法の日」

●千葉司法書士会佐倉支部では、不動産・商業登記・簡易裁判所訴訟手続・自己破産・債務整理手続などに関する無料相談会を開催します。

●10月3日(水)・午前9時～正午。

シリーズ・心の道標⑨

忘れていませんか？自立支援医療(精神通院医療)手続き

●社会福祉課障害福祉班(市内線 268)

精神疾患(うつ病や統合失調症、てんかん、発達障害など)により精神医療を継続的に必要とする人が、健康保険を適用して医療機関を利用した際、窓口支払いは、この「自立支援医療(精神通院)」を利用することにより、1割に軽減されます(医師の指示による検査やデイケア、訪問看護を含む)。

また、疾病の程度や「世帯」の所得の状況に応じて、1カ月の自己負担額に上限が設定(重度かつ継続)されます。有効期間は、1年間です(診断書の提出は、2年に一度)。

申請者は、本人(対象者が未成年の場合は、その保護者)ですが、家族や医療機関の職員などが申請書類の代行をすることは可能です。

新規申請に必要な書類として、所定の①申請書②診断書③健康保険証④印鑑などが必須です。

現在、この制度をご利用している人は、今一度、有効期間をお確かめください。詳しくは、社会福祉課障害福祉班にお問い合わせを。

行政書士による無料相談会

行政書士による懇切丁寧な無料相談会です。知りたかったこと、心配なことなどお気軽にご相談ください。

●10月17日(水)・午後1時～4時。

●市役所204会議室。

●相談、遺言、成年後見、内容証明、会社設立、外国人在留許可、国籍取得、建設業許可、産廃、農地、各種許可など。

●千葉県行政書士会印旛支部(〒270-0139 印西市大森2-364-2)。

印西都市計画の案の縦覧

県および市では、都市計画の案等の縦覧を次のとおり行います。

なお、都市計画の案などについて意見のある人は、縦覧期間終了の日までに意見書を提出することができます。

●10月2日(火)～10月16日(火)・午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)。

●水道⑥白地地域の建築形態規制の指定

●市が決定するもの

●用途地域⑧高度地区⑨道路⑩公園⑪地区計画

●新規決定する地区計画：原山二丁目地区地区計画、高花一丁目地区地区計画。

●印西牧の原南地区地区計画

●印西牧の原西地区地区計画

●印西牧の原21住区業務施設地区地区計画

●印西牧の原駅圏滝野地区地区計画

●印西牧の原南地区地区計画

●印西牧の原西地区地区計画

●印西牧の原21住区業務施設地区地区計画

●印西牧の原駅圏滝野地区地区計画

●千葉ニュータウン中央駅圏戸

●神台・武西学園台地区地区計画

●印西牧の原駅圏西の原地区地区計画

●意見の提出：縦覧期間中(郵送の場合は10月16日(火)(当日消印有効)までに、意見の内容と